

LPガス販売事業の手引き(新旧対照表)

2018/09/03

頁等	30年度版	29年度版	備考
はじめに 本文 下から 7行目	<p>LPガス販売事業者に課せられた「役割と責務」を容易に省みることができるよう「法令指導」の講習テキストとしてその概要をわかりやすくまとめましたので、日常の販売業務にご活用下さいますようお願いいたします。</p> <p>また、個々の詳細な内容については、法令集又は各種マニュアル等を併せて確認されるようお願いいたします。</p> <p>なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法令条文等は、平成30年4月1日時点の法令を基にしております。</p>	<p>LPガス販売事業者に課せられた「役割と責務」を容易に省みることができるよう「法令研修テキスト」としてその概要をわかりやすくまとめましたので、日常の販売業務にご活用下さいますようお願いいたします。</p> <p>また、個々の詳細な内容については、法令集又は各種マニュアル等を併せて確認されるようお願いいたします。</p> <p>なお、本テキストでの法令条文等は、平成29年3月末時点の法令を基にしております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年度変わりによる更新 ・他のテキストとの整合化
P.10 21行目	<p>3. 事業の一部承継</p> <p>(1)「承継」とは、ある液化石油ガス販売事業者が他の液化石油ガス販売事業者の権利義務の全部又は一部を受け継ぎ、その権利義務に関して、その者と同じ位置に立つことであるから、一般消費者等が単に液化石油ガス販売事業者を変更した場合には、そもそも「承継」に該当しません。</p> <p>(2)その上で、一部承継の例としては、「第7回 液化石油ガス小委員会*（平成27年12月18日開催）」の資料において「営業権、販売所、従業員、帳簿や調査・点検の結果等の保安情報、供給設備等の全てを当該販売業者に譲渡」したケースが例示されています（事例参照）。</p> <p>(3)ただし、実際には様々な事業の承継の事例があると思われるので、各事業所の実情に応じて、当該事例以外の承継については、所管行政庁に事前に確認してください。</p> <p>(4)他方、保安関係の帳簿・書類など、保安業務を適正に行うために必要な書類が確実に引き継がれない一部承継については、供給開始時点検と同等の点検調査が必要となります。</p> <p>(5)なお、一部承継の際に必要な手続きとしては、液化石油ガス法第10条に定める全部承継にはあたらないため、同条第3項の承継届出は不要ですが、別途、同法第3条第1項の液化石油ガス販売事業者登録や第8条の液化石油ガス販売所等変更届出等が必要になる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">*：経済産業省 産業構造審議会 保安分科会 液化石油ガス小委員会</p> <p>〈事例〉液化石油ガス法における一部承継の事例</p> <p>2県（A県、B県）にまたがり複数の販売所を設置していた液化石油ガス販売事業者が、A県から営業活動を撤退し、B県のみでの販売所で販売事業を継続することとした。</p> <p>撤退するA県の一般消費者等については、他の液化石油ガス販売業者に引き継ぐこととし、A県における販売事業に係る営業権、販売所、従業員、帳簿や調査・点検の結果等の保安情報、供給設備等の全てを当該販売業者に譲渡した。</p>	<p>新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う情報追加。

P.25	<p>10. 帳簿の記載 本文 省略</p> <p>帳簿に記載すべき場合</p> <p>① 体積販売を行った場合 ② 質量販売を行った場合 ③ 残ガスを引き取った場合 ④ 14 条書面を交付した場合 ⑤ 保安業務を委託した場合</p> <p>⑥ 貯蔵施設・特定供給設備に異常があった場合 ⑦ バルク貯槽の検査を行った場合 ⑧ バルク貯槽の附属機器の検査を行った場合 ⑨ バルク容器の機器の検査を行った場合</p> <p>注1) 自ら保安業務を実施した場合、保安機関として帳簿の記載が必要です。(規則第 131 条第 2 項) 注2) 帳簿に記載すべき場合の詳細は、「規則第 131 条」を参照してください。</p> <p style="text-align: right;">【別紙 (左欄) のとおり】</p>	<p>10. 帳簿の記載 本文 省略</p> <p>帳簿に記載すべき場合</p> <p>① 体積販売を行った場合 ② 質量販売を行った場合 ③ 残ガスを引き取った場合 ④ 14 条書面を交付した場合 ⑤ 保安業務を委託した場合 ⑥ 自ら保安業務を実施した場合 ⑦ 貯蔵施設・特定供給設備に異常があった場合 ⑧ バルク貯槽の検査を行った場合 ⑨ バルク貯槽の附属機器の検査を行った場合 ⑩ バルク容器の機器の検査を行った場合</p> <p>注) 帳簿に記載すべき場合の詳細は、「規則第 131 条」を参照してください。</p> <p style="text-align: right;">【別紙 (右欄) のとおり】</p>	<p>・表記、レイアウトの修正</p>
P.55	<p>1. 特監法の概要</p> <p>特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律 (昭和 54 年 5 月 10 日法律第 33 号 以下「特監法」という。) において 特定ガス消費機器の設置または変更の工事を行う者 (特定工事業業者) は、・・・以下、省略</p>	<p>1. 特監法の概要</p> <p>特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律 (昭和 54 年 5 月 10 日法律第 33 号 以下「特監法」という。) 特定ガス消費機器の設置または変更の工事を行う者 (特定工事業業者) は、・・・以下、省略</p>	<p>・誤植の修正</p>
P.58 図中	<p>接続具 (下表参照)</p>	<p>接続具 (右表参照)</p>	<p>・誤植の修正</p>
P.59 図中	<p>接続具 (下表参照)</p>	<p>接続具 (右表参照)</p>	<p>・誤植の修正</p>
背表紙	<p>奥付 (平成 30 年度版)</p>	<p>奥付 (平成 29 年度版)</p>	<p>・年度替わりによる更新</p>

2. 事業の相続

事業主が死亡し、相続人(相続人が2人以上あるときは、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときはその者をいいます。)が事業を承継する場合。

事業主が引退し、相続人が事業を承継する場合は事業の譲渡としての届出となります。

注) 法人で代表者を変更したときは、販売所等の変更届となります。

相続の場合には次の書面を添付しなければなりません。(規則第10条第2項第2号・第3号)

- ① 販売事業者の地位を承継した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第8による書面及び戸籍謄本
- ② 販売事業者の地位を承継した相続人であつて、①の相続人以外のものにあつては、様式第9による書面及び戸籍謄本

〈解釈〉法第10条は、事業の全部の譲渡し又は相続若しくは合併があつた場合を新規の登録の特例として認めているもの。例えば、一部の販売所に係る事業の譲渡の場合は、販売事業の登録又は販売所等の変更の届出が必要となります。

事業の全部の譲渡しとは、被承継者の液化石油ガスの販売に係るすべての事業について譲渡すことであり、すべての販売所について営業権、店舗及び貯蔵施設、従業員、帳簿等を譲渡すことをいいます。

相続とは、その事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含みません。

承継に伴って販売所等の名称の変更があつた場合は、届書にその旨を付記しなければなりません。

【罰則】法第10条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。(法第104条第1号)

3. 事業の一部承継

- (1)「承継」とは、ある液化石油ガス販売事業者が他の液化石油ガス販売事業者の権利義務の全部又は一部を受け継ぎ、その権利義務に関して、その者と同じ位置に立つことであるから、一般消費者等が単に液化石油ガス販売事業者を変更した場合には、そもそも「承継」に該当しません。
- (2)その上で、一部承継の例としては、「第7回 液化石油ガス小委員会*(平成27年12月18日開催)」の資料において「営業権、販売所、従業員、帳簿や調査・点検の結果等の保安情報、供給設備等の全てを当該販売業者に譲渡」したケースが例示されています(事例参照)。
- (3)ただし、実際には様々な事業の承継の事例があると思われるので、各事業所の実情に応じて、当該事例以外の承継については、所管行政庁に事前に確認してください。
- (4)他方、保安関係の帳簿・書類など、保安業務を適正に行うために必要な書類が確実に引き継がれない一部承継については、供給開始時点検と同等の点検調査が必要となります。
- (5)なお、一部承継の際に必要な手続きとしては、液化石油ガス法第10条に定める全部承継にはあたらなため、同条第3項の承継届出は不要ですが、別途、同法第3条第1項の液化石油ガス販売事業者登録や第8条の液化石油ガス販売所等変更届出等が必要になる場合があります。

*:経済産業省 産業構造審議会 保安分科会 液化石油ガス小委員会

〈事例〉液化石油ガス法における一部承継の事例

2県(A県、B県)にまたがり複数の販売所を設置していた液化石油ガス販売事業者が、A県から営業活動を撤退し、B県のみ販売所で販売事業を継続することとした。

撤退するA県の一般消費者等については、他の液化石油ガス販売業者に引き継ぐこととし、A県における販売事業に係る営業権、販売所、従業員、帳簿や調査・点検の結果等の保安情報、供給設備等の全てを当該販売業者に譲渡した。

2. 事業の相続

事業主が死亡し、相続人(相続人が2人以上あるときは、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときはその者をいいます。)が事業を承継する場合。

事業主が引退し、相続人が事業を承継する場合は事業の譲渡としての届出となります。

注) 法人で代表者を変更したときは、販売所等の変更届となります。

相続の場合には次の書面を添付しなければなりません。(規則第10条第2項第2号・第3号)

- ① 販売事業者の地位を承継した相続人であつて、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第8による書面及び戸籍謄本
- ② 販売事業者の地位を承継した相続人であつて、①の相続人以外のものにあつては、様式第9による書面及び戸籍謄本

〈解釈〉法第10条は、事業の全部の譲渡し又は相続若しくは合併があつた場合を新規の登録の特例として認めているもの。例えば、一部の販売所に係る事業の譲渡の場合は、販売事業の登録又は販売所等の変更の届出が必要となります。

事業の全部の譲渡しとは、被承継者の液化石油ガスの販売に係るすべての事業について譲渡すことであり、すべての販売所について営業権、店舗及び貯蔵施設、従業員、帳簿等を譲渡すことをいいます。

相続とは、その事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含みません。

承継に伴って販売所等の名称の変更があつた場合は、届書にその旨を付記しなければなりません。

【罰則】法第10条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。(法第104条第1号)

10. 帳簿の記載

販売事業者は次の場合に、その事項を販売所ごとに帳簿に記載し、記載の日から2年間保存しなければなりません。(法第81条、規則第131条)

ただし、書面交付に係るものについては契約終了まで、4年に1回以上の頻度で実施する点検調査に係る事項にあっては、次に実施されるまで保存しなければなりません。

帳簿に記載すべき場合

- ① 体積販売を行った場合
- ② 質量販売を行った場合
- ③ 残ガスを引き取った場合
- ④ 14条書面を交付した場合
- ⑤ 保安業務を委託した場合
- ⑥ 貯蔵施設・特定供給設備に異常があった場合
- ⑦ バルク貯槽の検査を行った場合
- ⑧ バルク貯槽の附属機器の検査を行った場合
- ⑨ バルク容器の機器の検査を行った場合

注1) 自ら保安業務を実施した場合、保安機関として帳簿の記載が必要です。(規則第131条第2項)

注2) 帳簿に記載すべき場合の詳細は、「規則第131条」を参照してください。



〈解釈〉 集団供給及び業務用等で帳簿に配置図又は供給管及び配管等の状況が記載できない場合にあっては、別途図面を作成して保管し、帳簿に別途保管している旨を記載しておくことにより、必要な場合、直ちに取り出せるような体制をとっておくことが必要です。

【罰則】 法第81条第1項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者=20万円以下の罰金に処する。(法第101条第5号)

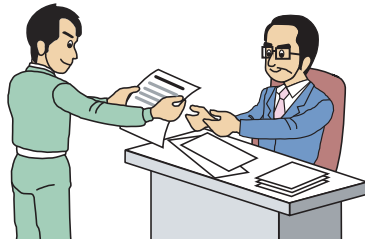
11. 報告

販売事業者は、毎事業年度経過後3月以内に、販売事業の登録をした行政庁に、その事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況を、報告しなければなりません。(法第82条、規則第132条)

注) 報告様式については通達第132条(報告)関係を参照。(様式1)

(報告書の押印、署名に関する事項の削除等)平成21年3月19日改正

【罰則】 法第82条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者=20万円以下の罰金に処する。(法第101条第4号)



10. 帳簿の記載

販売事業者は次の場合に、その事項を販売所ごとに帳簿に記載し、記載の日から2年間保存しなければなりません。(法第81条、規則第131条)

ただし、書面交付に係るものについては契約終了まで、4年に1回以上の頻度で実施する点検調査に係る事項にあっては、次に実施されるまで保存しなければなりません。

帳簿に記載すべき場合

- ① 体積販売を行った場合
- ② 質量販売を行った場合
- ③ 残ガスを引き取った場合
- ④ 14条書面を交付した場合
- ⑤ 保安業務を委託した場合
- ⑥ 自ら保安業務を実施した場合
- ⑦ 貯蔵施設・特定供給設備に異常があった場合
- ⑧ バルク貯槽の検査を行った場合
- ⑨ バルク貯槽の附属機器の検査を行った場合
- ⑩ バルク容器の機器の検査を行った場合

注) 帳簿に記載すべき場合の詳細は、「規則第131条」を参照してください。



〈解釈〉 集団供給及び業務用等で帳簿に配置図又は供給管及び配管等の状況が記載できない場合にあっては、別途図面を作成して保管し、帳簿に別途保管している旨を記載しておくことにより、必要な場合、直ちに取り出せるような体制をとっておくことが必要です。

【罰則】 法第81条第1項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者=20万円以下の罰金に処する。(法第101条第5号)

11. 報告

販売事業者は、毎事業年度経過後3月以内に、販売事業の登録をした行政庁に、その事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況を、報告しなければなりません。(法第82条、規則第132条)

注) 報告様式については通達第132条(報告)関係を参照。(様式1)

(報告書の押印、署名に関する事項の削除等)平成21年3月19日改正

【罰則】 法第82条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者=20万円以下の罰金に処する。(法第101条第4号)

